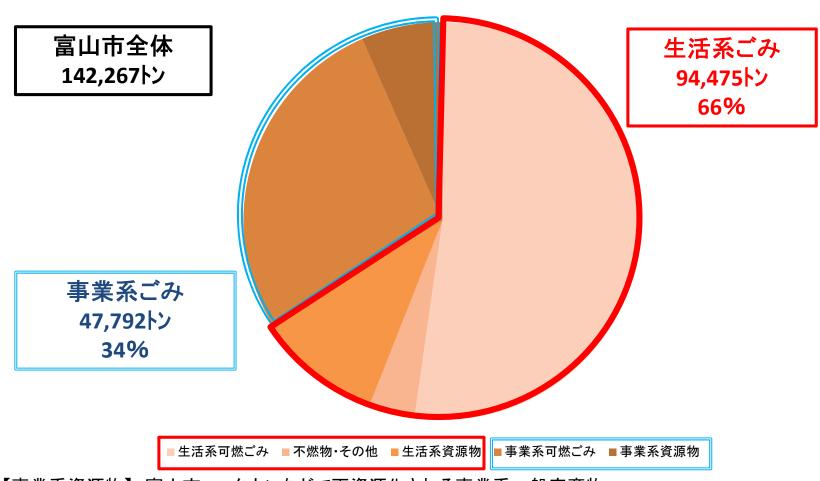
富山市における事業系一般廃棄物 減量化の状況

富山市

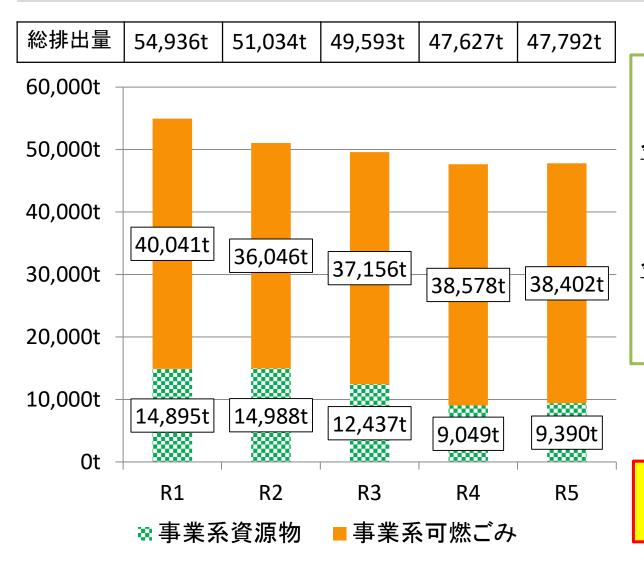
廃棄物対策課 減量推進係

富山市のごみ処理の状況(令和5年度)



【事業系資源物】 富山市エコタウンなどで再資源化される事業系一般廃棄物。 (市で発生量を把握している木質系廃棄物、固形燃料化する布類等など)

事業系一般廃棄物の状況(~令和5年度)



第2次富山市一般廃棄物 処理基本計画

令和3年度(前期)目標值

- ①総発生量 49,299トン
- ②焼却処理量 38,516トン

令和8年度(後期)目標値

- ①総発生量 48,084トン
- ②焼却処理量 37,279トン



「発生抑制」が引き続き課題!

R6年度 減量計画書の提出状況

対象建築物	事業所数	提出済 件数	未提出 件数	提出率
特定建築物①	161	142	19	88.2%
大規模小売店舗②	59	54	5	91.5%
①と②を兼ねる施設	49	46	3	93.9%
金融•保険•証券会社	110	108	2	98.2%
一般廃棄物50t以上 排出事業所	73	64	9	87.7%
合 計	452	414	38	91.6%

富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(事業者による減量等の推進)

第10条 事業者は、事業系廃棄物の発生及び排出を抑制するとともに、その事業活動に際して再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)、再生部品(同条第5項に規定する再生部品をいう。)及び再生品を使用することにより、並びに物の製造、加工、販売等に際して次に掲げる方法等により、廃棄物の減量及び資源の有効な利用に努めなければならない。

(事業系一般廃棄物の減量計画)

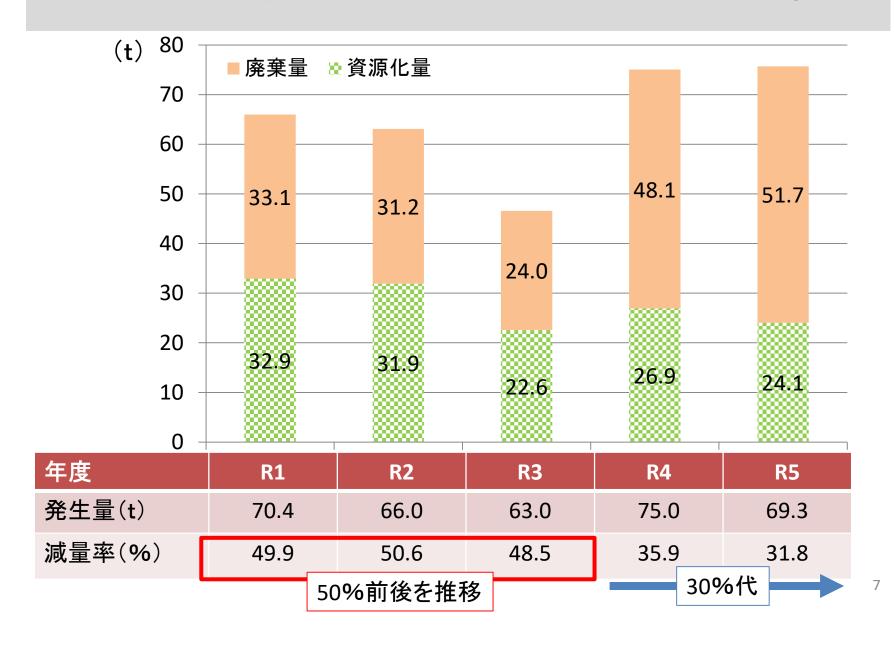
第11条 事業用の大規模な建築物その他事業系一般廃棄物を多量に排出すると認められる建築物で規則で定めるものの所有者(所有者以外に当該建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合には、当該権原を有する者)は、規則で定めるところにより、当該建築物に係る事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。

減量計画書の裏面

年度		令 和	6 年 度	実 績	
K	発生量	自家処理量	再利用量	廃棄処分量	減量率
37	トン/年	トン/年	トン/年	トン/年	(B+C)/A
一般廃棄物の種類	Α	В	C	$\mathbf{A} - (\mathbf{B} + \mathbf{C})$	(%)
紙(OA用紙等)	F2/	1->	1-2-4	l>	
紙(新聞、雑誌、段ポール)					Ta-
紙 (機 密 書 類)					
厨芥類 (残飯、生ごみ)					
その他 ()					
小 計		100			

発生量および減量率について・・・

一事業所あたりの発生量・減量率の推移



新聞・雑誌・段ボール







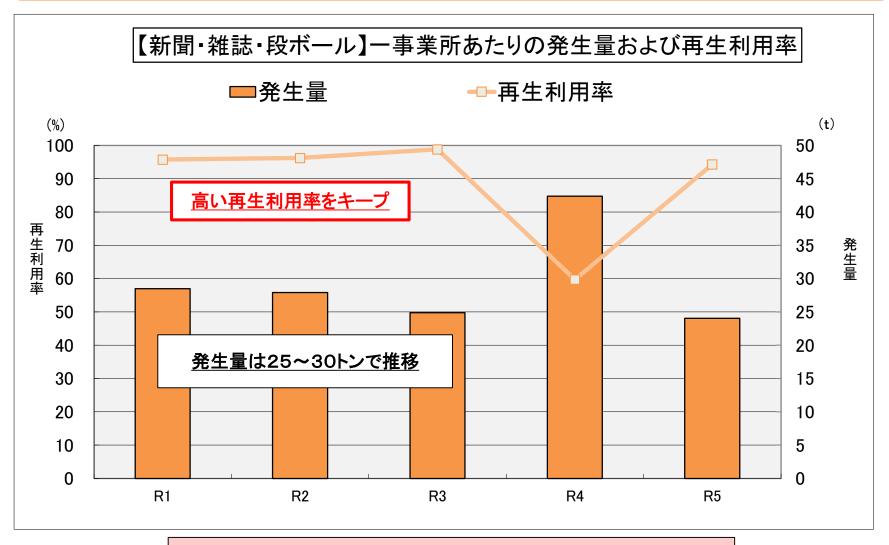
再生利用率 94%

再利用7,346トン/発生量7,791トン この品目で該当する324事業所の中で・・・

全量再利用	一部再利用・自家処理
271事業所	20事業所
83.6%	6.2%

→ 回収量によっては、売却により利益を生み出すこと もできます。リサイクルの定着を!

新聞・雑誌・段ボール



市況の変化で価格変動はあるが再資源化の継続を!

厨芥類





再生利用率 12%

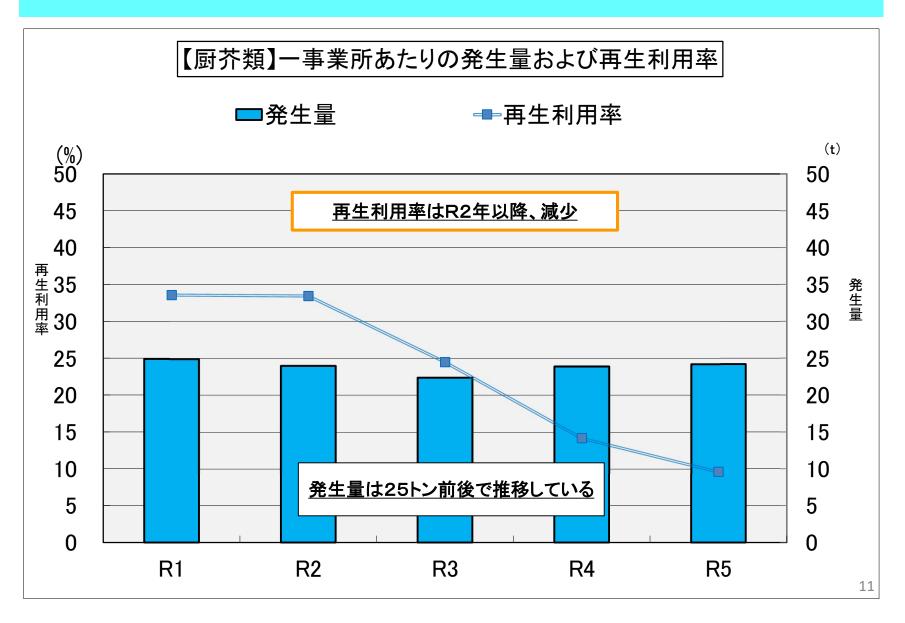
再利用624トン/発生量5,107トン この品目で該当する211事業所の中で・・・

全量再利用	一部再利用・自家処理
15事業所	23事業所
7.1%	10.9%



近年、再生利用率は下降傾向に・・・。

厨芥類



厨芥類

厨芥類の主な発生源は・・・

食品リサイクル法

(再生利用等に関する目標 設定あり)

•食品関連事業者



対象

•その他(介護施設、病院 など)



対象外

対象業種以外でも、厨芥類が多量に発生する事業所は多い・・・。

●<u>減量化</u> ディスポーザー(生ごみ処理機)の設置 →初期投資に費用がかかるが、ごみ処理費用が減る。 →中長期的にはコスト安になるかも?



●再資源化



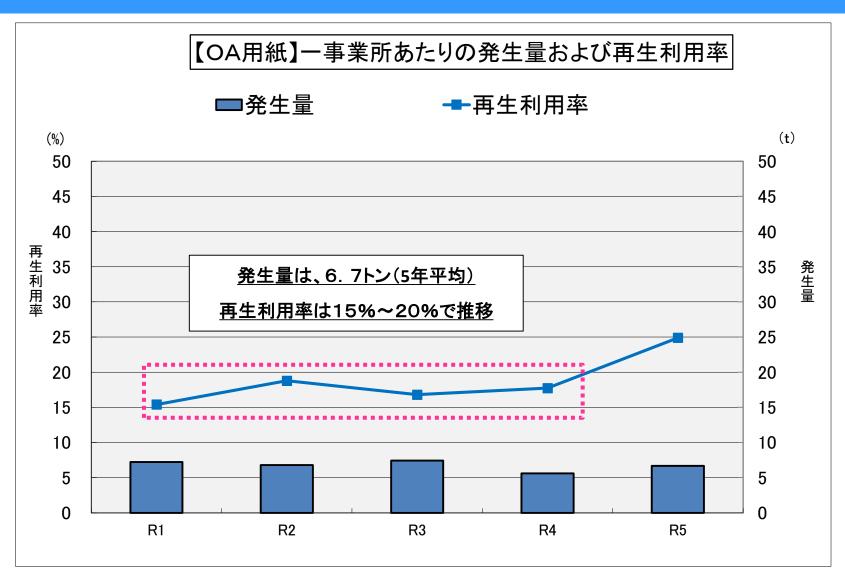
再生利用率 25%

再利用327トン/発生量1,306トン この品目で該当する196事業所の中で・・・

全量再利用	一部再利用・自家処理
55事業所	39事業所
28.1%	19.9%



● 他品目と比べると、再生利用率は低い・・・。



再生利用率が伸びない理由は・・・

対象がオフィスペーパー全般であるため

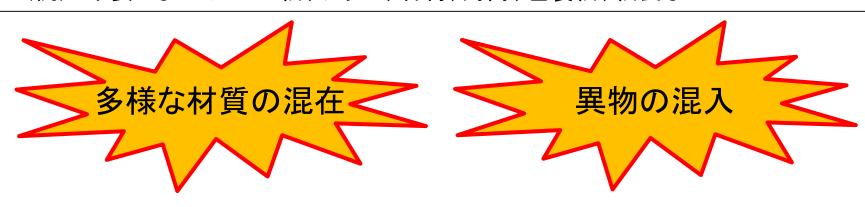
オフィスペーパーとは・・・

オフィスから排出される古紙で、

- ・主として製本していないばらの墨印刷・色刷りのある印刷物
- ・使用済みのコピー紙を含んでいるもの



(例) 不要となったコピー紙、チラシ、名刺、封筒、包装紙、紙袋など





リサイクルの障害に

リサイクルを進めるためのポイントは・・・

分別マニュアル(表示)を作成すること

禁忌品を明記!

- ·防水加工紙
- -カーボン紙
- •印画紙(写真)
- 感熱紙(ファックス紙)

など



排出時の注意事項を記載!

- はがきや封筒に貼られたシールは取り除く
- 窓枠封筒のプラスチック フィルムは取り除く

など



収集業者や管理会社と回収時の注意事項等を確認し合い、 より分かりやすく、より徹底した内容に!

機密書類







再生利用率 72%

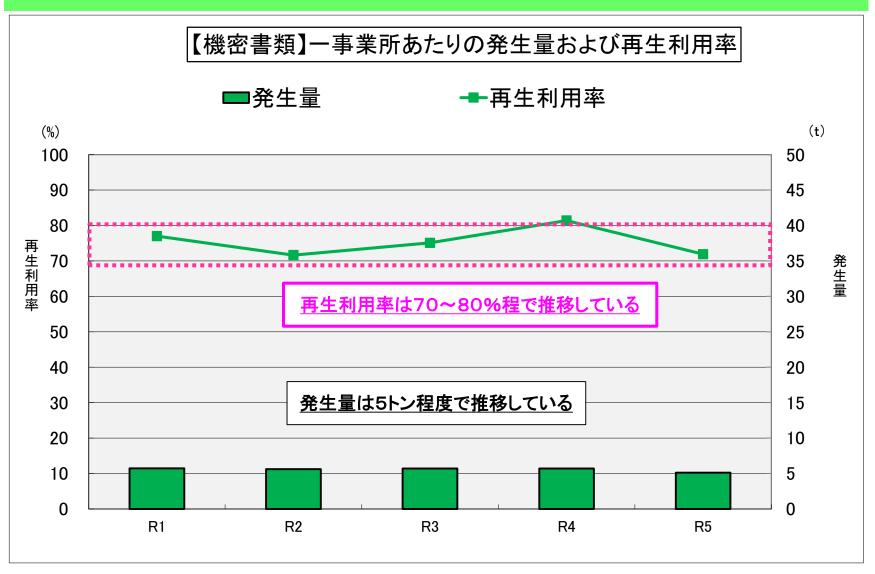
再利用592ン/発生量822トン この品目で該当する161事業所の中で・・・

全量再利用	一部再利用・自家処理
86事業所	12事業所
53.4%	7.5%



再生利用率は高水準。

機密書類



機密書類

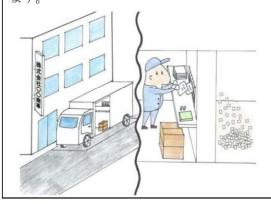
機密の保護を徹底したリサイクル方法

機密抹消の方法

移動式裁断

裁断機を搭載した車両が排出者の事業所まで出向いて、オンサイトで機密情報を抹消する方法です。入退が管理された車両内(管理区域)で禁忌品(異物)を除去し、機密文書を裁断します。

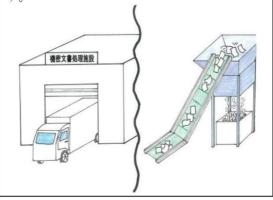
最終的に製紙原料としてリサイクルされます。



定置式破砕

収集運搬業者や処理会社が排出者の事業所から機密文書を回収し、破砕施設まで輸送して 機密情報を抹消する方法です。処理工程としては、選別後に破砕する場合と未開封で破砕 する場合があります。

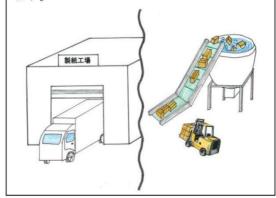
最終的に製紙原料としてリサイクルされま す。



直接溶解

製紙工場などでパルパーに機密文書を投入する方法です。「直接溶解」や「未開封溶解」と呼ばれています。パルパーに直接投入するので、異物を取り除いていることが前提となります。

最終的に製紙原料としてリサイクルされ ます。



当ガイドラインが提唱するセキュリティの原則、リサイクルの原則を踏まえた施設であることが重要です。

(公財)古紙再生促進センター

令和7年度

事業系一般廃棄物減量計画書の手引書

富山市廃棄物対策課

作成にあたっては、

「事業系一般廃棄物減量計画書の手引書」

を参考にしてください。

特に、手引書5~9ページの

「3 事業系一般廃棄物減量計画書について」

をご確認の上、ご提出ください。

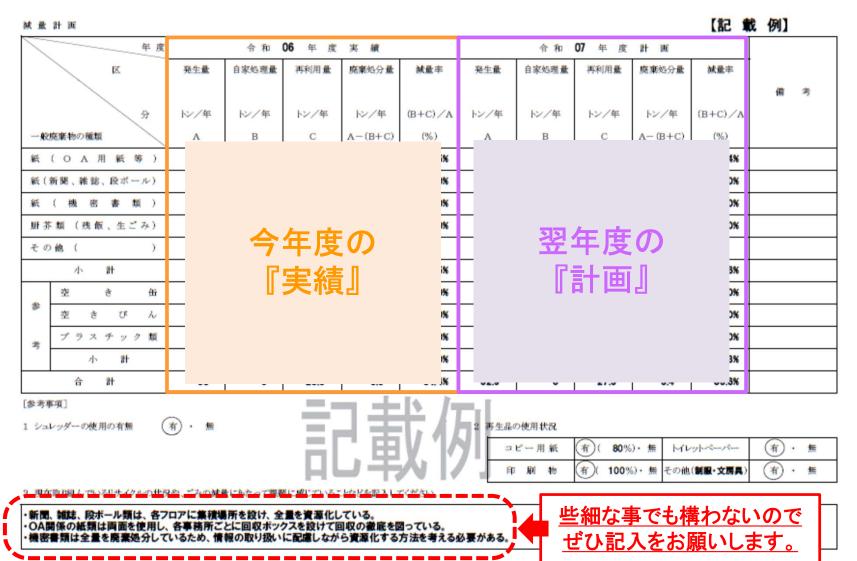
【記載例】 模式第1号(第8条関係) [参考事項] 4 ビル管理会社名 ※裏面の数値と 名 富山市事業系一般廃棄物減量計画書 △△△ビル管理機 一致させてください (宛先)富山市長 住 所(所在地) 5 再利用可能物の回収委託業者名 整理番号 担当者名を必ず **西利用量** 電話番号 名 称 所在地 氏 ご記入ください。 □□紙業(株) 富山市新桜町3番3号 432-2222 2510 紙類 0000 富山市新桜町4番4号 32-335 1.510 (問合せ連絡先) 空き缶・空きびん ☆ ☆商店(剤) 富山市新桜町5番5号 432-4444 2トン 富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則 計画を提出します。 建築物の概要 建築物の名称 ○○商事ビルディング 6 一般廃棄物収集運搬委託業者名 品目 名 称 所在地 電話番号 収集量 建築物の所在地 富山市新桜町1番1号 連絡担当者 注3 総務課長 紙類 △△工業(株) 富山市新桜町6番6号 432-5555 建築物の所有者注2 6 H 若しくは権原を 〇〇商事株式会社 後職名・氏名 立山 親三 トン 連 絡 先 電話番号 456-7890 延床面積 注4 構 地上 5 階、 地下 1 事務所 2 百貨店 3 スーパーマーケット 7 事務所内での自己処理について(事務所内で、中間処理をしている場合に記入してください。) 注5 建築物の用途 4 小売店舗 (5)複合用途※ 処理方法 生ごみ処理機器 その他(6 その他(処理の実績 12 事務所 5 社 合計 8.000 m 処理後の残捨 飲食店 3 #± 600 m 等について 注6 後複合用途の内容 (利用方法等) 3 小売店舗 牡 合計 8 ごみ処理経費について(一般廃棄物にかかる年間処理経費を記入してください) 4 その他(m 共用部分(1.400 m)

建7 建築物内就業人員

2,500 千円

300

(裏面へ)



現在の取組のほか、リサイクルにあたって困っている点などの記入を!

- (1)計画書は、毎年4月1日現在で前年度実績を記入し、今年度の計画をたてる。
- (2)提出期限 <u>令和7年5月30日(金)</u>
- (3)提出先 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市 廃棄物対策課減量推進係 (TEL 076-443-2281)

減量計画書の様式 → <u>富山市ホームページからダウンロード可</u> (PDF形式・エクセル形式)

該当ページは、「富山市 事業系ごみの減量」で検索あるいは 富山市ホームページにてページ番号「1005356」で検索してください。 <掲載URL>https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/gomi/1010228/1005356.html

※提出は、メール又は郵送でお願いします。

送付先: haikibutsu-01@city.toyama.lg.jp まで

ご清聴ありがとうございました。

